

定 款

特定非営利活動法人

江東国際交流協会

(International Association Koto)

定 款

第1章 総則

名称

- 1条 この法人は、特定非営利活動法人 江東国際交流協会という。
英文では International Association Koto (IAK) と表記する。

事務所

- 2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区白河三丁目1番16号に置く。

目的

- 3条 この法人は、我国を訪問し、または滞在する外国人に対して、語学学習、日本の生活文化、伝統産業や地域行事の紹介等の生活支援と交流・文化広報に関する事業を行う。また、コミュニケーション・ツールとしての外国語のスキルをもってそれを必要とする人々に対して、通訳、翻訳などのサービスを提供する。更に在日、訪日外国人と地域住民間の交流促進、知識向上のための架け橋として互いに切磋琢磨し、以って江東区、墨田区を中心とする東京都東部地区に拠点を置くCBO (Community Based Organization) として地域社会に貢献する。これらの事業を通じて、民族・文化や世代を超えて相互交流し、お互いの人権を尊重しあえる多民族共存・多文化共生社会の実現、元気で安心して暮らせる社会の実現及び国際貢献活動に寄与することを目的とする。

非営利活動の種類

- 4条 この法人は前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 観光の振興を図る活動
 - (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (6) 環境の保全を図る活動
 - (7) 災害救援活動
 - (8) 地域安全活動
 - (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (11) 国際協力の活動
 - (12) 経済活動の活性化を図る活動
 - (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (14) 消費者の保護を図る活動

事業の種類

5条 この法人は、3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 在日外国人に日本語教育や文化紹介イベント開催などの交流事業
- (2) 在日外国人に就職支援や職業教育・生活相談対応などの生活支援事業
- (3) 在日外国人が地域の伝統産業を継承するのを支援する産業振興事業
- (4) 在日外国人に日本人家庭を紹介するホームステイ事業
- (5) 日本及び外国の生活文化の紹介と地域情報を発信するため、ホームページや情報誌で広報する文化広報事業
- (6) 地域住民、在日外国人に対して通訳、翻訳等のサービス提供事業
- (7) 在日外国人に対して我が国の観光案内事業
- (8) 地域住民に対する外国語教育提供、外国文化紹介事業
- (9) 男女共同参画社会形成促進のための啓蒙事業
- (10) 在日外国人に対する災害防止、避難教育の提供事業
- (11) 地域住民と在日外国人間の交流促進事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

種別

6条 この法人の会員は、正会員、賛助会員、名誉会員及びボランティア会員の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下法という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体をいう。

(2) 賛助会員

この法人の事業に賛助のために入会した個人及び法人をいう。

(3) 名誉会員

この法人の事業推進のための専門知識、経験を有する顧問としてこれを委嘱する個人及び団体をいう。

(4) ボランティア会員(アソシエーツ)

この法人の事業推進のために入会した個人及び団体ボランティアをいう。

7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書により理事長に申し込むものとする。

3 理事長は入会の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事長は2項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をも

って本人にその旨を通知しなければならない。

入会金及び会費

8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

既に納入した入会金、会費は返還しない。

9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届けの提出をした時

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け又は会員である団体が消滅した時

(3) 除名された時

退会

10条 会員は、所定の退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

除名

11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

種別及び定数

12条 この法人に次の役員を置く。

理事3人以上10人以内

監事1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

選任等

13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員 of それぞれについて、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員 of 総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

職務

- 14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事会を構成し、定款および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、つぎに掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

任期等

- 15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。然るに、理事長については連続最長任期を4年とする。
- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

欠員補充

- 16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

解任

- 17条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。ただし議決前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められる時
 - (2) 職務上の義務違反など役員として、ふさわしくない行為があった時

報酬

- 18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

種別

19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

総会の構成

20条 総会は、正会員をもって構成する。

総会の機能

21条 総会は、以下の事項について、議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および予算並びにその変更

(5) 事業報告書および決算

(6) 役員の選任または解任、職務および報酬

(7) 入会金および会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。47条において同じ。）

(9) その他新たな義務の負担および権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

総会の開催

22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求した時

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時

(3) 監事が14条3項4号の規定に基づいて招集する時

総会の招集

23条 総会は、前条2項3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条2項1号および2号の規定による請求があった時は、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

総会の議長

24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

総会の定足数

25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

総会の議決

26条 総会における議決事項は、23条3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会での表決権等

27条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむをえない理由で出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

総会の議事録

28条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員数および出席者数（書面表決者がある場合には、その数を付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

理事会の構成

29条 理事会は理事をもって構成する。

理事会の権能

30条 理事会は、定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

理事会の開催

31条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があった時

理事会の招集

32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条2号の規定による請求があった時は、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

理事会の議長

33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

理事会の議決

34条 理事会における議決事項は、32条3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

理事会の表決権等

35条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむをえない理由のために理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

理事会の議事録

36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者は、その旨を付記する）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産

資産の構成

37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

区分

38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

管理

39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会計

会計の原則

40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

会計区分

41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計とする。

事業年度

42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

事業計画および予算

43条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

暫定予算

44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

予算の追加及び更正

45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

事業報告及び決算

46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、

総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越す。

臨機の措置

- 47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款変更、解散及び合併

定款の変更

- 48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所管庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所管庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所管庁に届け出なければならない。

解散

- 49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利事業に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所管庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項1号の事由により解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 1項2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

残余財産の帰属

- 50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに、残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

合併

- 51条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

公告の方法

- 52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、

この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

事務局の設置

53条 この法人に、この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

職員の任免

54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

組織及び運営

55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

細則

56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、15条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、42条の規定にかかわらず、成立する日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および予算は、43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	1,000 円
	賛助会員	(個人・団体)	0 円
(2) 年会費	正会員	(個人・団体)	2,000 円
	賛助会員	(個人・団体)	1 口 1,000 円(1 口以上)

別 表

設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	田中康夫
理 事	山崎正和
同	杉浦正憲
監 事	伊藤重光